

委託契約の締結

一処理を委託するには、まず委託契約を—

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は収集運搬業者(焼却等の中間処理、再生、埋立)の2者とそれぞれ個別に、書面で委託契約を結ばなければなりません。(口頭契約は禁止されています)

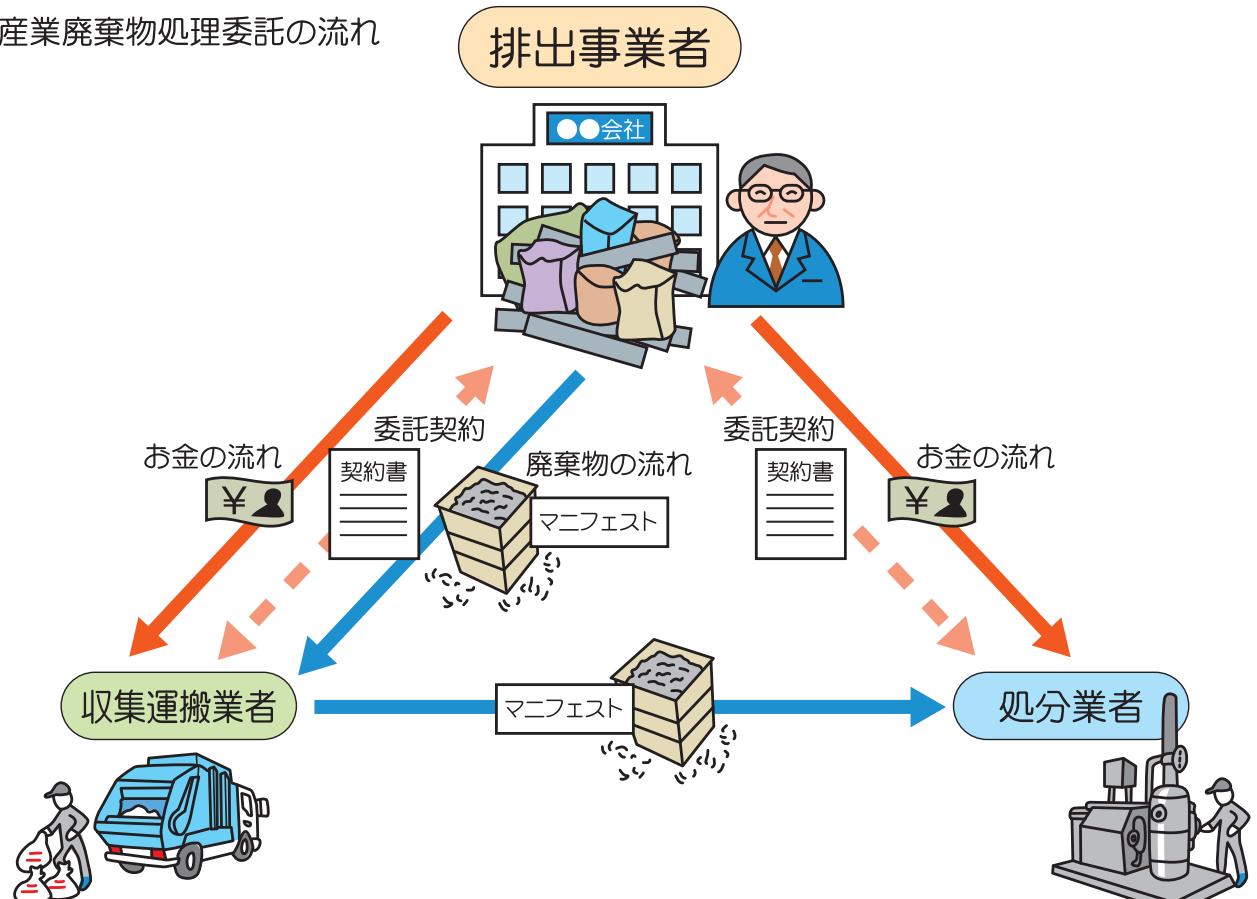
処理業者の選定

- 処理業者の許可内容を確認
(許可証原本の提示を求める、保健所等に確認する)
- 処理施設の能力等の確認
(委託先の業者等が適正に処理する能力があるかどうか、どのような処理がなされているか等を実地に調査することで確認することが望ましいです)
- 収集運搬の場合は、積込み地と積下ろし地における許可の有無について確認が必要です。

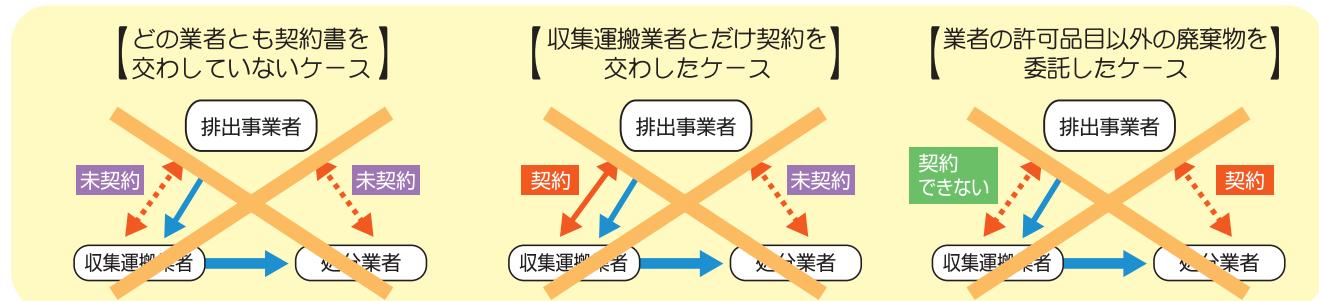
委託契約の締結

- 書面による契約(口頭契約は禁止されています)
- 二社契約の原則(収集運搬、処分それぞれの処理業者と契約)

■産業廃棄物処理委託の流れ



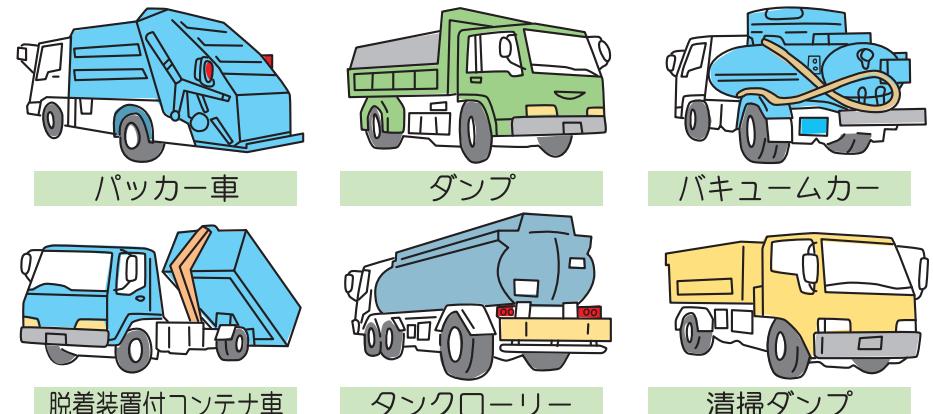
■処理委託契約の違反事例



産業廃棄物業者許可の種類

産業廃棄物業者許可是、工程ごとに下記の通り分かれています。

1. 収集運搬



2. 中間処理

中間処理は、廃棄物を減量化(減容)、再資源化(リサイクル)を行う工程です。焼却施設、破碎施設、発泡スチロールの粉碎・圧縮施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、汚泥の脱水施設、油の再生施設などがあります。

焼却施設		廃棄物を焼くための焼却炉を備えた施設です。焼却炉にはダイオキシン対策や、煙によって大気を汚さないための排ガス処理装置など厳しい基準をクリアして施設がつくられます。
廃酸廃アルカリの中和施設		強い廃酸や廃アルカリは、中和し無害化してから放流します。また、有害金属などを含む廃酸を沈殿物として回収することができます。中和槽には、プロペラ攪拌機がついています。
汚泥の脱水施設		大量の水を含んだ汚泥は、そのまま埋立することができないので、遠心脱水機(洗濯機の脱水機と同様の原理)、真空脱水機(汚泥の水分だけ吸い取る)、加圧脱水機(汚泥から水分を搾り取る)などの装置で脱水します。
油の再生施設		水と油の混合液から油だけを分離したり、汚れた油を蒸留したり、ろ過して再生油を得る施設です。

3. 最終処分

最終処分場には、安定5品目と呼ばれる廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、ガレキ類(コンクリート骨格等)、など絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがないことを埋立前に確認して埋めることができます。埋立空間を外部と仕切る遮水工を持ちません。

安定型最終処分場		廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、ガレキ類(コンクリート骨格等)、など絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがないことを埋立前に確認して埋めることができます。埋立空間を外部と仕切る遮水工を持ちません。
管理型最終処分場		紙くず、繊維くず、ばいじん、汚泥などの産業廃棄物を埋め立てる施設です。遮水工を施し、流れ出る水は無害化して放流します。埋め立てた後管理し続ける処分場です。
遮断型最終処分場		通常の方法では無害化することが難しい廃棄物を納めるための施設です。鉄筋コンクリート製の頑丈な構造物で、雨水が中に入らないように、上部には屋根を設けています。中に溜まった水をくみだして外部に排出するようなことはありません。